平成２６年（フ）第８８６号
東京都府中市幸町１丁目25番地の15わさらび荘205
債務者　中田　健二
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
島根県邑智郡邑南町出羽293番地５
債務者　都志見英次
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第８１５号
東京都立川市富士見町７―33―11ケアハウス国立あおやぎ苑立川内、住民票上の住所東京都国立市富士見台２丁目46番地２―１―203
債務者　河内　三代
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７２号
東京都日野市南平５丁目30番地の１向川原団地７―407
債務者　成澤　広美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９２６号
川崎市麻生区千代ケ丘４丁目22番地１新百合コーポラス105
債務者　田原　竜也
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０８号
静岡県浜松市西区篠原町14043番地の１　メゾンホワイト202号
債務者　豊田　英二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５０１号
静岡市清水区三保34番地の２　アイランド遠藤206号、旧住所静岡市清水区三保3266番地の20
債務者　山本　　譲
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５８号
静岡県榛原郡吉田町川尻2613番地の５
債務者　橋本　利重
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４２１号
東京都八王子市別所２丁目30番地　１―402
債務者　梅谷富士子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４６７号
東京都目黒区碑文谷３丁目５―13―202
債務者　田邉　　賢
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４７４号
東京都府中市分梅町５丁目36―１―203
債務者　槇島　一也
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９６号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ８―205号
債務者　西原　　進
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月２日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９号
北海道帯広市西18条南１丁目14番地61　斉藤マンション305号室
債務者　遠藤　　忠
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８５２号
横浜市戸塚区矢部町1241番地１　ベル神明台101号
債務者　西村　　彩
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８８号
静岡県浜松市中区曳馬２―12―16　黒柳ハイツ301、住民票上の住所静岡県浜松市南区本郷町1334番地の22
債務者　松下　悦子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係